

平成19年9月6日

## 東海地域農林水産物等輸出促進協議会設立要領

### 1. 趣旨

世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下、「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

このような背景の下、農林水産物等の輸出促進は、「攻めの農政」の重要な柱の一つとして位置づけられており、官と民が一体となって各種取組を推進する「農林水産物等輸出促進全国協議会」において、平成16年から21年までの5年間で農林水産物等の輸出額を倍増する基本戦略が策定されたところである。

また、政府としては、この取組を更に加速させ農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とすることを目標としており、これを実現するため、より一層の取組を推進していくことが喫緊の課題となっている。

これを受け、東海地域においても、地方公共団体、農業団体、関係機関、農政局等の連携強化を図り、農林水産物等の輸出を促進することを目的として「東海地域農林水産物等輸出促進協議会（以下、「東海地域輸出促進協議会」という。）」を設立する。

### 2. 活動内容

- (1) 農林水産物等の輸出に関する情報の収集及び共有化
- (2) 農林水産物等の輸出に関する普及・啓発活動の実施
- (3) 農林水産物等の輸出に係る機関・団体との連携強化
- (4) その他農林水産物等の輸出促進に関する事項の実施

### 3. 東海地域輸出促進協議会の構成等

- (1) 東海地域輸出促進協議会構成員は、別表のとおりとする。
- (2) 東海地域輸出促進協議会会長は、東海農政局長とする。
- (3) 会長は、東海地域輸出促進協議会を招集する。
- (4) 構成員は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。
- (5) 東海地域輸出促進協議会の下に幹事会を置き、必要に応じてこれを開催できるものとする。

### 4. 事務局

東海地域輸出促進協議会の庶務は、東海農政局生産経営流通部農産課にて、これを処理する。

### 5. その他

その他、東海地域輸出促進協議会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。